

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」の一部改正について

令和2年2月28日

「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」(平成30年12月25日閣議決定)及び「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省)の一部改正に伴って、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P4	第1 特定技能外国人が従事する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本要領別表6-1に記載された業務区分において特定技能外国人が従事できる業務内容及び主に想定される関連業務は別表6-2～別表6-12のとおりですが、専ら関連業務のみに従事することは認められません。 ○ なお、別表6-2～別表6-12に記載された関連業務以外でも、建設分野の業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(除草・除雪などの建設工事には該当しない業務)に付随的に従事することもあり得るものです。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本要領別表6-1に記載された業務区分において特定技能外国人が従事できる業務内容及び主に想定される関連業務は別表6-2～別表6-19のとおりですが、専ら関連業務のみに従事することは認められません。 ○ なお、別表6-2～別表6-19に記載された関連業務以外でも、建設分野の業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(除草・除雪などの建設工事には該当しない業務)に付随的に従事することもあり得るものです。

2	P8	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)</p>	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>建設分野において特定技能の在留資格で受け入れられる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。</p> <p>また、特定技能1号の在留資格については、建設分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>ア 技能水準（試験区分） 別表1 a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験</p> <p>イ 日本語能力水準 「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（N4以上）」</p>	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>建設分野において特定技能の在留資格で受け入れられる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。</p> <p>また、特定技能1号の在留資格については、建設分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>ア 技能水準（試験区分） 別表1 a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験</p> <p>イ 日本語能力水準 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」</p>
3	P15-16	<p>第4 建設特定技能受入計画の認定</p>	<p>2. 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>(1) 建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項 建設特定技能受入計画（以下「計画」）は、試験を経て雇用する場合、技能実習修了者を雇用する場合（技能実習先でそのまま継続して雇用する場合及び技能実習先以外の企業で雇用する場合いずれも含む）、既に日本で就労中の特定技能外国人の転職者を雇用する場合など、新たに特定技能雇用契約を結ぶ場合には必ず国土交通大臣の認定が必要です。</p> <p>計画は、低賃金や社会保険未加入といった処遇で労働者を雇用する等の劣悪な労働環境が確認される</p>	<p>2. 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>(1) 建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項 建設特定技能受入計画（以下「計画」という。）は、試験を経て雇用する場合、技能実習修了者を雇用する場合（技能実習先でそのまま継続して雇用する場合及び技能実習先以外の企業で雇用する場合いずれも含む）、既に日本で就労中の特定技能外国人の転職者を雇用する場合など、新たに特定技能雇用契約を結ぶ場合には必ず国土交通大臣の認定が必要です。</p> <p>計画は、低賃金や社会保険未加入といった処遇で</p>

			<p>企業の建設市場への参入を認めず公正な競争環境を維持すること，他産業・他国と比して有為な外国人材を確保すること，雇用者・被雇用者双方が納得できる処遇により建設業における外国人技能者の失踪・不法就労を防止すること，特定技能所属機関における受注環境の変化が起こった場合でも建設業界として特定技能外国人の雇用機会を確保すること等，特定技能外国人を受け入れるにあたって建設業界として必要であると認められる事項について，国土交通大臣による認定及びその実施状況の継続的な確認により担保しようとするものです。したがって，計画の遵守は，国のみならず，業界の共通利益に資するものです。</p> <p>計画の認定及び記載事項に係る留意事項は，以下のとおりです。また，建設特定技能受入計画の認定後，認定証に記載された内容について，必要最小限の範囲で，建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金，適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実施法人に提供しますので，あらかじめご了解ください。</p>	<p>労働者を雇用する等の劣悪な労働環境が確認される企業の建設市場への参入を認めず公正な競争環境を維持すること，他産業・他国と比して有為な外国人材を確保すること，雇用者・被雇用者双方が納得できる処遇により建設業における外国人技能者の失踪・不法就労を防止すること，特定技能所属機関における受注環境の変化が起こった場合でも建設業界として特定技能外国人の雇用機会を確保すること等，特定技能外国人を受け入れるにあたって建設業界として必要であると認められる事項について，国土交通大臣による認定及びその実施状況の継続的な確認により担保しようとするものです。したがって，計画の遵守は，国のみならず，業界の共通利益に資するものです。</p> <p>計画の認定及び記載事項に係る留意事項は，以下のとおりです。また，計画の認定後，認定証に記載された内容について，必要最小限の範囲で，建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金，適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実施法人に提供しますので，あらかじめご了解ください。</p>
4	P16	<p>第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項</p>	<p>○ 建設キャリアアップシステムへの事業者登録 ※なお，令和元年12月27日までの間の特別措置として，計画の申請時に登録が完了していない場合には，受入計画の認定申請時点においては，建設キャリアアップシステムへの登録申請を行ったことを証する書類（メールの写し）の提出でも良いこととします。この場合において，登録を完了した後は，速やかに事業者IDを</p>	<p>○ 建設キャリアアップシステムへの事業者登録（削除）</p>

		①特定技能所属機関になろうとする者に関する事項【告示第3条第3項第1号ロ・ハ】	明らかにする書類(建設キャリアアップカードの写し)を添付し、届出を行うこととしてください。	
5	P17	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項 ②国内人材確保の取組に関する事項【告示第3条第3項第1号ホ】	<ul style="list-style-type: none"> ➤ したがって、ハローワークに申請した求人申込書又はこれに類する書類や特定技能所属機関が雇用している日本人技能者の経験年数及び報酬額(月額)が確認できる賃金台帳の内容を確認した結果、適切な雇用条件(処遇等)での求人が実施されていない場合や、既に雇用している職員(技能者)の報酬が経験年数等を考慮した金額であることが確認できない場合、計画は認定されません。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ したがって、ハローワークで求人した際の求人票又はこれに類する書類や特定技能所属機関が雇用している日本人技能者の経験年数及び報酬額(月額)が確認できる賃金台帳の内容を確認した結果、適切な雇用条件(処遇等)での求人が実施されていない場合や、既に雇用している職員(技能者)の報酬が経験年数等を考慮した金額であることが確認できない場合、計画は認定されません。
6	P19	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項 ③1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項【告示第3条第3項第2号～第7号】	<p>(昇給等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 1号特定技能外国人が在留することができる期間は、通算して5年を超えない範囲とされており、この範囲で就労することが可能です。したがって、技能の習熟(例:実務経験年数、資格・技能検定を取得した場合、建設キャリアアップシステムの能力評価におけるレベルがステップアップした場合等)に応じて昇給を行うことが必要であり、その昇給見込額等をあらかじめ特定技能雇用契約や建設特定技能受入計画に記載しておく必要があります。 	<p>(昇給等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 1号特定技能外国人が在留することができる期間は、通算して5年を超えない範囲とされており、この範囲で就労することが可能です。したがって、技能の習熟(例:実務経験年数、資格・技能検定を取得した場合、建設キャリアアップシステムの能力評価におけるレベルがステップアップした場合等)に応じて昇給を行うことが必要であり、その昇給見込額等をあらかじめ特定技能雇用契約や計画に記載しておく必要があります。

7	P20	<p>第4 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>2. 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>(1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項</p> <p>③1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項【告示第3条第3項第2号～第7号】</p>	<p>➤ 当該業務に特定技能外国人を従事させる可能性がある場合には、必ず、告示様式第2の「6. 業務内容」欄に明記のうえ、健康上のリスクとその予防方策について具体的かつ丁寧に説明を行い、当該外国人から理解・納得を得た場合に限り、雇用契約を締結するようにしてください。なお、従事させる理由の如何によっては建設特定技能受入計画を認定しないこともあり得ます。</p>	<p>➤ 当該業務に特定技能外国人を従事させる可能性がある場合には、必ず、告示様式第2の「6. 業務内容」欄に明記のうえ、健康上のリスクとその予防方策について具体的かつ丁寧に説明を行い、当該外国人から理解・納得を得た場合に限り、雇用契約を締結するようにしてください。なお、従事させる理由の如何によっては計画を認定しないこともあり得ます。</p>
8	P20	<p>第4 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>2. 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>(1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項</p> <p>③1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項【告示第3条第3項第2号～第7号】</p>	<p>➤ また、建設特定技能受入計画の適正な実施の確保を目的とした場合に限り、必要最小限の範囲で、国土交通省が一般財団法人建設業振興基金等へ当該計画の記載事項に係る情報を提供することについて、特定技能外国人の同意を得る必要があります。</p>	<p>➤ また、計画の適正な実施の確保を目的とした場合に限り、必要最小限の範囲で、国土交通省が一般財団法人建設業振興基金等へ当該計画の記載事項に係る情報を提供することについて、特定技能外国人の同意を得る必要があります。</p>
9	P21	<p>第4 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>2. 建設特定技能受入計画の認定</p>	<p>○建設キャリアアップシステムへの技能者登録</p> <p>※なお、令和元年12月27日までの間の特別措置として、受入計画の申請時に登録が完了していない場合には、建設キャリアアップシステムへの登録申請を行ったこと</p>	<p>○建設キャリアアップシステムへの技能者登録（削除）</p>

		(1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項 ③1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項【告示第3条第3項第2号～第7号】	を証する書類(メールの写し)の提出でも良いこととします。この場合において、登録を完了した後は、速やかに建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類(建設キャリアアップカードの写し)を添付し、届出を行うこととしてください。	
10	P21-22	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項 ③1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項【告示第3条第3項第2号～第7号】	○元請建設業者の指導について(告示様式第1 3(1)⑥) ➤ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接工事を請け負った建設業者(元請建設業者)からの、国土交通省が別途定めるガイドライン(※)に基づく指導に従わなければなりません。 ※ガイドラインは、国土交通省のホームページにおいて公表します。 ➤ 例えば、特定技能外国人を現場に入場させる際には、元請建設業者の求めに応じて、建設キャリアアップシステムへの登録状況その他情報の提供等を行うことが必要となります。 ➤ 受入計画の認定証の情報の全部又は一部は、告示第4条第2項の規定に基づき、建設キャリアアップシステムを運用する一般財団法人建設業振興基金に提供されますので、同システムに蓄積されることになり、その情報に基づき、元請建設業者が指導することがあります。	○元請建設業者の指導について(告示様式第1 3(1)⑥) ➤ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接工事を請け負った建設業者(元請建設業者)からの、国土交通省が別途定めるガイドライン(特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン※)に基づく指導に従わなければなりません。 ※ガイドラインは、国土交通省のホームページにおいて公表しています。 ➤ 例えば、特定技能所属機関が特定技能外国人を現場に入場させる際には、現場入場届出書を各添付書類と併せて元請建設業者に提出することが必要となります。 ➤ 計画の認定証の情報の全部又は一部は、告示第4条第2項の規定に基づき、建設キャリアアップシステムを運用する一般財団法人建設業振興基金に提供されますので、同システムに蓄積されることになり、その情報に基づき、元請建設業者が指導することがあります。

11	P22	<p>第4 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>2. 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>(1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項</p> <p>④1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項【告示第3条第3項第8号】</p>	<p>○受入れ後の講習又は研修について(告示様式第1 3(1)⑦)</p> <p>➤ 国土交通大臣が、1号特定技能外国人の受入れ後に受講すべき講習又は研修(以下「受入れ後講習」という。)を指定した場合、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ後、当該外国人に対し、受入れ後講習を受講させる必要があります。指定した受入れ後講習に参加させない場合には、認定要件を満たさないものとして取り扱います。</p>	<p>○受入れ後の講習又は研修について(告示様式第1 3(1)⑦)</p> <p>➤ 国土交通大臣が、1号特定技能外国人の受入れ後に受講すべき講習又は研修(以下「受入れ後講習」という。)を指定した場合、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ後、当該外国人に対し、受入れ後講習を受講させる必要があります。指定した受入れ後講習に参加させない場合には、認定要件を満たさないものとして取り扱います。ただし、登録法人が受入れ後講習に相当する内容を当該外国人に対して本邦上陸前に行った場合、又は計画の認定前に特定技能所属機関が適正就労監理機関による事前巡回指導を受けた場合には、この限りではありません。</p>
12	P22	<p>第4 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>2. 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>(1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項</p> <p>④1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項【告示第3条第3項第8号】</p>	<p>➤ 国土交通大臣が指定する受入れ後講習の一つに、適正就労監理機関が実施する講習があります。本講習は、建設特定技能受入計画の真正性確認や母国語相談ホットライン窓口、転職支援等の仕組みの情報提供など、適正就労環境確保の観点から、1号特定技能外国人として就労を開始するに当たって必要な知識、情報等を付与することを目的として行うものです。</p>	<p>➤ 国土交通大臣が指定する受入れ後講習の一つに、適正就労監理機関が実施する講習があります。本講習は、計画の真正性確認や母国語相談ホットライン窓口、転職支援等の仕組みの情報提供など、適正就労環境確保の観点から、1号特定技能外国人として就労を開始するに当たって必要な知識、情報等を付与することを目的として行うものです。</p>
13	P24	<p>第4 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>2. 建設特定技能受</p>	<p>⑥ 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類(登録後に送付されるハガキの写し)</p>	<p>⑥ 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類(登録後に送付されるハガキ又はメールの写し)</p>

		入計画の認定 (2)提出書類	※令和元年12月27日までの間の特別措置として、特定技能受入計画の申請時において建設キャリアアップシステムの登録が未了の場合には、建設キャリアアップシステム申請番号を明らかにする書類(申請受付メールの写し)	
14	P24	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (2)提出書類	⑦ 建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類(建設キャリアアップカードの写し) ※令和元年12月27日までの間の特別措置として、特定技能受入計画の申請時において建設キャリアアップシステムの登録が未了の場合には、建設キャリアアップシステム申請番号を明らかにする書類(申請受付メールの写し)	⑦ 建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類(建設キャリアアップカードの写し)
15	P24	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (2)提出書類	⑨ ハローワークに申請した求人申込書又はこれに類する書類(建設特定技能受入計画申請日から1年以内のもの)	⑨ ハローワークで求人した際の求人票(計画申請日から1年以内のもの)
16	P24	第4 建設特定技能受入計画の認定 2. 建設特定技能受入計画の認定 (3)提出先	(3)提出先 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室監理係 (郵送又は持参)	(3) 提出先 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室監理係 (郵送又は持参) ※令和2年4月以降は、原則としてオンラインによる申請となります。 ※令和2年4月以降の計画の審査及び認定は各地方整備局等において行います。お問い合わせ先は国土交通省のホームページをご確認ください。
17	P25	第4 建設特定技能	建設特定技能受入計画の記載事項に変更がある場	計画の記載事項に変更がある場合、特定技能所属機

		<p>受入計画の認定</p> <p>3. 建設特定技能受入計画の変更</p>	<p>合、特定技能所属機関は、国土交通大臣に対して建設特定技能受入計画の変更申請又は届出を行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 変更の申請については分野参考様式第6-6、変更の届出については様式第6-7を使用し、変更箇所が分かるように記載してください。 ➤ 提出先は、2.(3)と同様です。 ➤ 変更を行わず特定技能外国人の受入れを継続した場合、告示第8条により建設特定技能受入計画の認定が取り消される可能性がありますので、留意してください。 <p>(変更申請が必要なケース) 認定証記載事項の変更 例：特定技能所属機関の住所、代表者、常勤職員数、受入人数、就労場所等</p> <p>(届出が必要なケース) 認定証記載事項以外の建設特定技能受入計画記載事項の変更 例：特定技能所属機関の連絡先等</p>	<p>関は、国土交通大臣に対して計画の変更申請又は届出を行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 変更の申請については分野参考様式第6-6、変更の届出については様式第6-7を使用し、変更箇所が分かるように記載してください。 ➤ 提出先は、2.(3)と同様です。 ➤ 変更を行わず特定技能外国人の受入れを継続した場合、告示第8条により計画の認定が取り消される可能性がありますので、留意してください。 <p>(変更申請が必要なケース) 認定証記載事項の変更 例：特定技能所属機関の住所、代表者、常勤職員数、受入人数、就労場所等</p> <p>(届出が必要なケース) 認定証記載事項以外の計画記載事項の変更 例：特定技能所属機関の連絡先等</p>
18	P25	<p>第4 建設特定技能受入計画の認定</p> <p>4. 建設特定技能受入計画の認定の取消し</p>	<p>告示第8条のいずれかに該当するときは、建設特定技能受入計画の認定が取り消されることとなります。</p> <p>また、建設特定技能受入計画の認定が取り消された場合、特定技能所属機関は、特定技能外国人を他の特定技能所属機関へ転職させるための支援を行う必要があります。</p> <p>建設分野の場合、告示第14条の登録法人が転職先の斡旋を行うことになっていますので、特定技能所属機関自らが転職先を確保できない場合には、登録法人に対して、</p>	<p>告示第8条のいずれかに該当するときは、計画の認定が取り消されることとなります。</p> <p>また、計画の認定が取り消された場合、特定技能所属機関は、特定技能外国人を他の特定技能所属機関へ転職させるための支援を行う必要があります。</p> <p>建設分野の場合、告示第14条の登録法人が転職先の斡旋を行うことになっていますので、特定技能所属機関自らが転職先を確保できない場合には、登録法人に対して、転職の支援が必要な旨、報告を行ってください。</p>

			転職の支援が必要な旨、報告を行ってください。																																																	
19	P32	特定技能所属機関等が行う手続等(フロ一図)欄外	<p>※1 令和元年12月27日までの間の特別措置として、計画の申請時に登録が完了していない場合には、建設キャリアアップシステムへの登録申請を行ったことを証する書類(メールの写し)の提出でも良いこととします。この場合において、登録を完了した後は、速やかに建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類(建設キャリアアップカードの写し)を添付し、届出を行うこととしてください。</p> <p>※2 建設特定技能受入計画の認定申請後に当該計画の認定を待たずに在留資格の申請を行うことが可能です。その場合、当該計画の認定が得られ次第、地方出入国在留管理局へ建設特定技能受入計画認定証(写し)を提出してください。</p>	<p>※ 建設特定技能受入計画の認定申請後に当該計画の認定を待たずに在留資格の申請を行うことが可能です。その場合、当該計画の認定が得られ次第、地方出入国在留管理局へ建設特定技能受入計画認定証(写し)を提出してください。</p>																																																
20	別表6-1 (建設)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>別表6-1(建設)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">共通(特定技能1号・2号)</th> <th colspan="2">特定技能1号</th> <th colspan="2">特定技能2号</th> </tr> <tr> <th>技能水準及び評価方法等</th> <th>日本語能力水準及び評価方法等</th> <th>試験免除等となる技能実習2号</th> <th>技能水準及び評価方法等(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定技能外国人が従事する業務区分</td> <td></td> <td></td> <td>職種</td> <td>作業</td> </tr> <tr> <td>【特定技能1号】 内装仕上げ(複数の指示・監督を受けながら、プラスチックス床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、調製下地工事、ボート仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事)</td> <td>建設分野特定技能1号 評価試験 (内装仕上げ)</td> <td>国際交流基金日本語基礎テスト</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>プラスチックス床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 調製下地工事</td> </tr> <tr> <td>【特定技能2号】 内装仕上げ(複数の建設技能者を指導しながら、プラスチックス床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、調製下地工事、ボート仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事し、工程を管理)</td> <td>技能検定3級 (内装仕上げ施工)</td> <td>日本語能力試験(N4以上)</td> <td>ボート仕上げ工事 カーテン工事</td> <td>建設分野特定技能2号 評価試験 (内装仕上げ) 技能検定1級 (内装仕上げ)</td> </tr> </tbody> </table>	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等(注)	特定技能外国人が従事する業務区分			職種	作業	【特定技能1号】 内装仕上げ(複数の指示・監督を受けながら、プラスチックス床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、調製下地工事、ボート仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (内装仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	内装仕上げ施工	プラスチックス床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 調製下地工事	【特定技能2号】 内装仕上げ(複数の建設技能者を指導しながら、プラスチックス床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、調製下地工事、ボート仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事し、工程を管理)	技能検定3級 (内装仕上げ施工)	日本語能力試験(N4以上)	ボート仕上げ工事 カーテン工事	建設分野特定技能2号 評価試験 (内装仕上げ) 技能検定1級 (内装仕上げ)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>別表6-1(建設)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">共通(特定技能1号・2号)</th> <th colspan="2">特定技能1号</th> <th colspan="2">特定技能2号</th> </tr> <tr> <th>技能水準及び評価方法等</th> <th>日本語能力水準及び評価方法等</th> <th>試験免除等となる技能実習2号</th> <th>技能水準及び評価方法等(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定技能外国人が従事する業務区分</td> <td></td> <td></td> <td>職種</td> <td>作業</td> </tr> <tr> <td>【特定技能1号】 内装仕上げ(複数の指示・監督を受けながら、プラスチックス床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、調製下地工事、ボート仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事)</td> <td>建設分野特定技能1号 評価試験 (内装仕上げ)</td> <td>国際交流基金日本語基礎テスト</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>プラスチックス床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 調製下地工事</td> </tr> <tr> <td>【特定技能2号】 内装仕上げ(複数の建設技能者を指導しながら、プラスチックス床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、調製下地工事、ボート仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事し、工程を管理)</td> <td>技能検定3級 (内装仕上げ施工)</td> <td>日本語能力試験(N4以上)</td> <td>ボート仕上げ工事 カーテン工事</td> <td>建設分野特定技能2号 評価試験 (内装仕上げ) 技能検定1級 (内装仕上げ)</td> </tr> </tbody> </table>	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等(注)	特定技能外国人が従事する業務区分			職種	作業	【特定技能1号】 内装仕上げ(複数の指示・監督を受けながら、プラスチックス床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、調製下地工事、ボート仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (内装仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	内装仕上げ施工	プラスチックス床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 調製下地工事	【特定技能2号】 内装仕上げ(複数の建設技能者を指導しながら、プラスチックス床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、調製下地工事、ボート仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事し、工程を管理)	技能検定3級 (内装仕上げ施工)	日本語能力試験(N4以上)	ボート仕上げ工事 カーテン工事	建設分野特定技能2号 評価試験 (内装仕上げ) 技能検定1級 (内装仕上げ)
共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号																																																	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等(注)																																																
特定技能外国人が従事する業務区分			職種	作業																																																
【特定技能1号】 内装仕上げ(複数の指示・監督を受けながら、プラスチックス床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、調製下地工事、ボート仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (内装仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	内装仕上げ施工	プラスチックス床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 調製下地工事																																																
【特定技能2号】 内装仕上げ(複数の建設技能者を指導しながら、プラスチックス床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、調製下地工事、ボート仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事し、工程を管理)	技能検定3級 (内装仕上げ施工)	日本語能力試験(N4以上)	ボート仕上げ工事 カーテン工事	建設分野特定技能2号 評価試験 (内装仕上げ) 技能検定1級 (内装仕上げ)																																																
共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号																																																	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等(注)																																																
特定技能外国人が従事する業務区分			職種	作業																																																
【特定技能1号】 内装仕上げ(複数の指示・監督を受けながら、プラスチックス床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、調製下地工事、ボート仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (内装仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	内装仕上げ施工	プラスチックス床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 調製下地工事																																																
【特定技能2号】 内装仕上げ(複数の建設技能者を指導しながら、プラスチックス床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、調製下地工事、ボート仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事し、工程を管理)	技能検定3級 (内装仕上げ施工)	日本語能力試験(N4以上)	ボート仕上げ工事 カーテン工事	建設分野特定技能2号 評価試験 (内装仕上げ) 技能検定1級 (内装仕上げ)																																																

21

別表 6-1
(建設)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		試験免除等となる技能実習2号		特定技能2号 技能水準及び評価方法等 (注)
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業	
【特定技能1号】 諸業(複数の建設技能者を指導しながら、建設下地の調整、壁紙の張付け等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (内閣府) (内閣府)	国際交流基金日本語基礎テスト	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 調製下地工事 石膏仕上り工事	/
	技能検定3級 (内閣府)	日本語能力試験(N4以上)	表装	壁装 カーテン工事	
【特定技能2号】 諸業(複数の建設技能者を指導しながら、建設下地の調整、壁紙の張付け等の作業に従事し、工程を管理)	/	/	/	建設分野特定技能2号 評価試験 (内閣府)	/
	/	/	/	技能検定1級 (内閣府) 技能検定1級 (建設)	

(注1)試験の合格に加えて、業務経験要件(建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(監督)としての業務経験)が課せられている。
(注2)職別とした技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を当該に専らとした者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除される。

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		試験免除等となる技能実習2号		特定技能2号 技能水準及び評価方法等 (注)
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業	
【特定技能1号】 諸業(指導者の指示・監督を受けながら、壁紙下地の調整、壁紙の張付け等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (内閣府)	国際交流基金日本語基礎テスト	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 調製下地工事	/
	技能検定3級 (内閣府)	日本語能力試験(N4以上)	表装	ボード仕上げ工事 カーテン工事	
【特定技能2号】 諸業(複数の建設技能者を指導しながら、壁紙下地の調整、壁紙の張付け等の作業に従事し、工程を管理)	/	/	/	建設分野特定技能2号 評価試験 (内閣府)	/
	/	/	/	技能検定1級 (建設)	

22

別表 6-1
(建設)

(新規)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		試験免除等となる技能実習2号		特定技能2号 技能水準及び評価方法等 (注)
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業	
【特定技能1号】 および指導者の指示・監督を受けながら、建設の建築費、掘削、土止め及び地盤、躯体工事の組立て又は解体等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (建設)	国際交流基金日本語基礎テスト	とび	とび	/
	技能検定3級 (建設)	日本語能力試験(N4以上)	/	/	
【特定技能2号】 および複数の建設技能者を指導しながら、建設の建築費、掘削、土止め及び地盤、躯体工事の組立て又は解体等の作業に従事し、工程を管理)	/	/	/	/	建設分野特定技能2号 評価試験 (建設)
	/	/	/	/	技能検定1級 (建設)
【特定技能1号】 建築大工(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の躯体、部品、部材等の製作、組立て、取付け等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (建設大工)	国際交流基金日本語基礎テスト	建築大工	大工工事	/
	技能検定3級 (建設大工)	日本語能力試験(N4以上)	/	/	
【特定技能2号】 建築大工(複数の建設技能者を指導しながら、建築物の躯体、部品、部材等の製作、組立て、取付け等の作業に従事し、工程を管理)	/	/	/	/	建設分野特定技能2号 評価試験 (建設大工)
	/	/	/	/	技能検定1級 (建設大工)

23	別表 6-1 (建設)		(新規)	別表6-1(建設)				
				共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
特定技能外国人が従事する業務区分		技術水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等(注)		
				職種	作業			
【特定技能1号】 建築(指導者の指示、監督を仰ぐが、配管加工、組立て等の作業に従事)		建設分野特定技能1号 評価試験 (建築)	国際交流基金日本語基礎テスト	配管	建築配管	建設分野特定技能2号 評価試験 (建築配管)		
		技術検定3級 (配管)	日本語能力試験(N4以上)					
【特定技能2号】 配管(複数の建設技能者を指導しながら、配管加工、組立て等の作業に従事し、工程を管理)		/	/	/	/	建設分野特定技能1級 (配管)		
【特定技能1号】 建築(指導者の指示、監督を仰ぐが、建築物の内装(内装、天井等)、外装(外装、屋根、雨どい等)に係る金属製内外装材の加工、取り付け又はその製作、取り付け等の作業に従事)		建設分野特定技能1号 評価試験 (建築)	国際交流基金日本語基礎テスト (建築)	建築板金	ダクト板金	建設分野特定技能2号 評価試験 (建築板金)		
		技術検定3級 (建築板金(内外装板金作業))	日本語能力試験(N4以上)					
【特定技能2号】 建築(複数の建設技能者を指導しながら、建築物の内装(内装、天井等)、外装(外装、屋根、雨どい等)に係る金属製内外装材の加工、取り付け又はその製作、取り付け等の作業に従事し、工程を管理)		/	/	/	/	建設分野特定技能1級 (建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業))		
【特定技能1号】 建築(指導者の指示、監督を仰ぐが、外装用設備、冷凍冷蔵設備、電力設備又は電気工事、化学工業等の各種設備の保温保冷工事作業に従事)		建設分野特定技能1号 評価試験 (保温保冷)	国際交流基金日本語基礎テスト	熱絶縁施工	保温保冷工事	建設分野特定技能2号 評価試験 (保温保冷)		
		/	日本語能力試験(N4以上)					

24	別表 6-1 (建設)		(新規)	別表6-1(建設)				
				共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
特定技能外国人が従事する業務区分		技術水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等(注)		
				職種	作業			
【特定技能2号】 塗装(複数の建設技能者を指導しながら、塗装設備、冷凍冷蔵設備、電力設備又は電気工事、化学工業等の各種設備の保温保冷工事作業に従事し、工程を管理)		/	/	/	/	建設分野特定技能2号 評価試験 (保温保冷)		
【特定技能1号】 吹付けレンガ敷(指導者の指示、監督を仰ぐが、吹付けレンガ敷、熱工工事等作業及び関連工事作業に従事)		建設分野特定技能1号 評価試験 (吹付けレンガ敷)	国際交流基金日本語基礎テスト	熱絶縁施工	保温保冷工事	建設分野特定技能2号 評価試験 (吹付けレンガ敷)		
		/	日本語能力試験(N4以上)					
【特定技能2号】 吹付けレンガ敷(複数の建設技能者を指導しながら、吹付けレンガ敷工事等作業及び関連工事作業に従事し、工程を管理)		/	/	/	/	建設分野特定技能1級 (熱絶縁施工、吹付けレンガ敷工事作業)		
【特定技能1号】 海洋土木(指導者の指示、監督を仰ぐが、水際設備、水上で行うしゅんせつ及び構造物の製作・築造等の作業に従事)		建設分野特定技能1号 評価試験 (海洋土木)	国際交流基金日本語基礎テスト	熱絶縁施工	保温保冷工事	建設分野特定技能2号 評価試験 (海洋土木)		
		/	日本語能力試験(N4以上)					
【特定技能2号】 海洋土木(複数の建設技能者を指導しながら、水際設備、水上で行うしゅんせつ及び構造物の製作・築造等の作業に従事し、工程を管理)		/	/	/	/	建設分野特定技能1級 (海洋土木)		

25

別表 6-1
(建設)

(新規)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号			特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号 職種 作業
				技能水準及び評価方法等 (注)

(注1) 試験の合格に加えて、実務経験要件(建設現場において発注の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験)が課せられている。
(注2) 修了した技能実習2号の職種、作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除される。

別表 6-6

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験(建設機械施工)


業務区分 建設機械施工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、積み込み、掘削、締固め等の作業に従事
主な業務内容	①建設機械の走行操作 ②押土・整地(押土、巻出し盛土、敷土(敷土)、沈降除根、岩石の移動・除去、埋戻し) ③掘削・運搬、積み込み ④掘削・法面の仕上げ ⑤締固め(盛土・路盤・フィルダムの締固め、アスファルト舗装の転圧) ⑥杭基礎作業(杭の積み込み・打設・埋込み) ⑦現場打ち基礎作業(障害物の除去、汚水プラントの設置、鉄筋かご加工場設置、機械器具の運搬・組立て) ⑧切削・穿孔(アスファルト・コンクリート・掘削孔・静的破砕孔・ロックボルト孔・アンカー孔の穿孔、ロックボルト・アンカーの挿入) ⑨重量物の積重ね搬送装置
想定される関連業務	①建設機械施工管理 ②建設機械の保守及び整備 ③建設機械の大型トレーラ等への積載及び移送 ④杭打ち機の解体・組立 ⑤玉掛け ⑥土工作業(対象職種・作業に係る手作業の部分) ⑦杭打設後の杭穴の埋戻し ⑧その他、建設機械施工業務の実施に必要な安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	鋼管杭、P C杭、外径鋼管付きコンクリート杭(S C杭)、突起(リブ)付き鋼管、ベントナイト、コンクリート、鉄筋、アンカー、ロックボルト
使用する主な機械、設備、工具等	ブルドーザ、モータグレーダ、トラクタショベル、油圧ショベル(バックホウ)、ローラ、杭打ち機と杭打ち作業装置、掘削機、水中ポンプ、ベントナイトミキサ、高層ケーシング、スラッシュポンク、掘削機、トレミー管、スタンドパイプ、コンクリートカッタ、ワイヤーツ、ドリル、クレーン、測量用機器、施工用各種試験機、建設機械の付属品、点検・整備用器具

別表 6-6

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験(建設機械施工)

業務区分 建設機械施工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、積み込み、掘削、掘削等の作業に従事
主な業務内容	①建設機械の走行操作 ②押土・整地(押土、巻出し盛土、敷土(敷土)、沈降除根、岩石の移動・除去、埋戻し) ③掘削・運搬、積み込み ④掘削・法面の仕上げ ⑤締固め(盛土・路盤・フィルダムの締固め、アスファルト舗装の転圧) ⑥杭基礎作業(杭の積み込み・打設・埋込み) ⑦現場打ち基礎作業(障害物の除去、汚水プラントの設置、鉄筋かご加工場設置、機械器具の運搬・組立て) ⑧切削・穿孔(アスファルト・コンクリート・掘削孔・静的破砕孔・ロックボルト孔・アンカー孔の穿孔、ロックボルト・アンカーの挿入) ⑨重量物の積重ね搬送装置 ⑩建設機械の保守及び整備
想定される関連業務	①建設機械施工管理 ②建設機械の大型トレーラ等への積載及び移送 ③杭打ち機の解体・組立 ④玉掛け ⑤土工作業(対象職種・作業に係る手作業の部分) ⑥杭打設後の杭穴の埋戻し ⑦その他、建設機械施工業務の実施に必要な安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	鋼管杭、P C杭、外径鋼管付きコンクリート杭(S C杭)、突起(リブ)付き鋼管、ベントナイト、コンクリート、鉄筋、  ロックボルト
使用する主な機械、設備、工具等	ブルドーザ、モータグレーダ、トラクタショベル、油圧ショベル(バックホウ)、ローラ、杭打ち機と杭打ち作業装置、掘削機、水中ポンプ、ベントナイトミキサ、高層ケーシング、スラッシュポンク、掘削機、トレミー管、スタンドパイプ、コンクリートカッタ、ワイヤーツ、ドリル、クレーン、測量用機器、施工用各種試験機、建設機械の付属品、点検・整備用器具

別表 6-7

試験区分 建設分野特定技能1号詳細試験(土工)

業務区分 土工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、掘削、埋め戻し、盛り土、コンクリートの打込み等の作業に従事
主な業務内容	(1) 掘削 ①人力、機械、火薬及び薬剤等による掘削作業 ②押し土、運搬、積込み等の土砂を移動する作業 (2) 埋め戻し ①人力、機械等による埋め戻し作業 ②敷き込み、敷均し、和げ、締固め等による表面、断面の整形作業 (3) 盛り土 ①人力及び機械での盛り土作業 ②盛り土した表面、断面の整形作業 ③埴布、締付け等の施工表面処理作業 (4) コンクリートの打込み ①人力、機械等による打込み、充填、締固め等の作業 ②成コン処理作業
想定される関連業務	①品質維持、作業効率向上等のための管理、整備、養生等の作業 ②資機材、土砂等の搬入、搬出、運搬、移動作業 ③設備、施設、足場、通路、備品等の設置、組立、解体作業 ④工具、器具、資機材等の点検、確認、準備等作業 ⑤測量機器、検査機器を使用したレベル出し、位置出し、出来形検査等の作業 ⑥薬品等の搬入、搬出、混合又はモルタル等の注入、充填作業 ⑦現場内作業の準備、補助、手元、片付け等の雑作業 ⑧その他、土工業務の実施に必要な安全衛生作業(点検、感煙感知、清掃等)
使用する主な素材・材料	作業を行う現場そのものが材料(素材)であり、特定の場所や物をさすものではない。
使用する主な機械・設備、工具等	油圧ショベル、クラムシェル、ブレーカ、さく留機、パワーショベル、不整地運搬車、小車/一輪車、モッコ等、ビックハンマ、スコップ、ブルドーザ、振動ローラ、タイヤローラ、モーターグレーダー、タンバ/ランマ、振動プレート、コンクリートバケット、パイプレータ、測量機器、土工用各種試験機、高所作業車、クレーン車、ポンプ、電線車、点検/整備用道具等

別表 6-7

試験区分 建設分野特定技能1号詳細試験(土工)

業務区分 土工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、掘削、埋め戻し、盛り土、コンクリートの打込み等の作業に従事
主な業務内容	(1) 掘削 ①人力、機械、火薬及び薬剤等による掘削作業 ②押し土、運搬、積込み等の土砂を移動する作業 (2) 埋め戻し ①人力、機械等による埋め戻し作業 ②敷き込み、敷均し、和げ、締固め等による表面、断面の整形作業 (3) 盛り土・切り土 ①人力及び機械での盛り土・切り土作業 ②盛り土・切り土した表面、断面の整形作業 ③埴布、締付け等の施工表面処理作業 (4) 水処理 地下水の流み上げ等の地盤改良工事等 (5) コンクリート等の打込み ①人力、機械等による打込み、充填、締固め等の作業 ②成コン処理作業
想定される関連業務	①品質維持、作業効率向上等のための管理、整備、養生等の作業 ②資機材、土砂等の搬入、搬出、運搬、積置、移動作業 ③設備、施設、足場、通路、備品等の設置、組立、解体作業 ④工具、器具、資機材等の点検、確認、準備、調整、掃除等の作業 ⑤測量機器、検査機器を使用したレベル出し、位置出し、出来形検査等の作業 ⑥薬品・塗料等の搬入、搬出、混合又はモルタル等の注入、充填作業 ⑦現場内作業の準備、補助、手元、片付け等の雑作業 ⑧各種積置運搬機種の運転 ⑨工割け作業 ⑩その他、土工業務の実施に必要な安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	作業を行う現場 が 材料(素材)であり、特定の場所や物をさすものではない。
使用する主な機械・設備、工具等	油圧ショベル、クラムシェル、ブレーカ、さく留機、 さく留機 、パワーショベル、不整地運搬車、小車/一輪車、モッコ等、ビックハンマ、スコップ、ブルドーザ、振動ローラ、タイヤローラ、モーターグレーダー、タンバ/ランマ、振動プレート、コンクリートバケット、パイプレータ、測量機器、土工用各種試験機、高所作業車、クレーン車、ポンプ、 クレーンダブ/メタリックパイプ 、 空気圧設備 、 モルタル攪拌機 、 運搬車 、 作業機 、 点検/整備用道具 等
備考	職員以上の職員により行われる作業は除く。

28

別表 6-13

(新規)

別表 6-13

試験区分 建設分野特定技能1号詳細試験(とび)又は技能検定3級(とび)
業務区分 とび

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、指導者の指示・監督を受けながら仮設の建築物、階段、土止め及地業、躯体工事の組立て又は解体の作業に従事
主な業務内容	①足場の組立て及び解体作業(丸太足場、甲賀足場、枠組足場、その他の足場、足場に取り付ける養生設備) ②仮設の建築物の組立て及び解体作業(仮囲い、工所用仮設建築物、架設道路、橋台、土止め・型枠支保工) ③解体工事作業(根切り)、(吊り、溝掘り、掘削り) ④地業作業(玉石地業、割敷地業、砂利敷地業、杭打ち・杭抜き地業、その他の地業) ⑤矢張、腹おこし、切りばりによる土止め、連続土止め壁による土止め、その他の土止め ⑥建築物の組立作業(木造建築物、鉄骨建築物、その他の建築物) ⑦コンクリート打設作業 ⑧重量物の運搬作業 ⑨建築物の解体作業(木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、その他の建築物)
想定される関連業務	①杭打ち作業 ②仮設物の撤去・下ろし作業 ③クレーン組立て・解体作業 ④各種搬送運搬装置による移動作業 ⑤工事現場の仮囲いの設置作業 ⑥壁、床等設備・建築資材の荷揚げ作業 ⑦電気、水道、ガス、空調等の設備機械の荷揚げ作業 ⑧仮囲いの撤去作業 ⑨その他、とび業務の実施に必要な安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	①足場材 ②支保工材 ③養生材 ④巻索 ⑤土止め用材 ⑥荷揚げ用材
使用する主な機械、設備、工具等	① 機械、設備等 チェーンブロック、電動ホイスト、移動式クレーン、高所作業車、建設用リフト、巻上げ機(クインチ)、ホイスト、ベルトコンベア、バックホウ、パワーショベル、クラムシエール、トレンチャ、ドラグアイン、トラクタショベル、ブルドーザ、不整地運搬車、タワークレーン、フォークリフト ② 器具等 墜落防止器具(保護帽、安全靴、安全器具(安全帯等)含む)、鉄鋼、長靴、機能ロープ、玉掛けワイヤロープ(白目付ワイヤロープ)、吊りクラップ、吊りハック、吊りチェーン、おかしきロープ、シヤックル、吊り機、吊り索、クランプ(直交・自在・三連)、楔子(はしご)、自動釘打機、釘、くさび止め材、キャンパー、ターンバックル、キートクリップ、レバールロック、ボルシシ、シャコ万、ゴムマット、平角材、スコップ、つるはし、尖爪なでこ、バール、測量器材(レベル、トランシット)、バケツ、しの、ハンマー、けしきり、手ハンマ、おびき、ラチェットレンチ(ラチェットスパナ)、スバ、インパクトレンチ、カッタ、カッターペンチ、のこぎり、電動丸のこ、チェーンソー、ガス切断機、インパクトドライバー、その他(とび作業関連)
備考	

29

別表 6-14

(新規)

別表 6-14

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験(建築大工)又は技能検定3級(建築大工)

業務区分 建築大工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の躯体、部品、部材等の製作、組立て、取り付け等の作業に従事
主な業務内容	① 墨付け作業 ② 躯体の製作・組立作業 ③ 部品・部材の製作作業 ④ 部品・部材の組立作業 ⑤ 部品・部材の取り付け作業 ⑥ 防水作業 ⑦ 断熱作業 ⑧ 既存建築物の調査・修繕作業
想定される関連業務	① 部品・部材の数量積算 ② 部品・部材の数量確認 ③ 躯体図、加工図、組立図、設楽図等の読図 ④ 施工図等の作成 ⑤ 水張り、やりかた及び墨出し作業 ⑥ 材料・工具の管理作業 ⑦ 木材加工・作業の手順管理 ⑧ 材料の整理整頓・小運搬・揚重 ⑨ 材料の養生 ⑩ 資機材・不要材の運搬 ⑪ 解体作業 ⑫ 工所用足場の組立、移設 ⑬ その他、建築大工業務の実施に必要な安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	① 構造材、羽柄材、造作材、合板、集成材その他の工場生産された建築資材 ② 建築部品 ③ 断水材 ④ 断熱材 ⑤ 建築金物(釘、ビスを含む) ⑥ 接着剤 ⑦ 養生材
使用する主な機械、設備、工具等	① 手工具 ・のこ、ハンマー、のみ、かんな、墨壺、下げ振り、バール、巻き尺等 ② 電動・エア工具 ・電気のはさみ、電気ドリル、釘打ち機、ビス打ち機、コンプレッサー、電気かんざし、レーザー水準器等 ③ その他 ・鋼管足場、可動足場、墜落制止用器具(胴ベルト型、フルハーネス型)等

30

別表 6-15

(新規)

別表 6-15

試験区分 建設分野特定技能1号詳細試験（配管）又は技能検定3級（配管）
業務区分 配管

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、配管加工・組立て等の作業に従事
主な業務内容	① 配管施工図の読解 ② 材料どり ③ 配管の加工（配管加工・切断・曲げ・接合） ④ 配管の組立て、取り付け ⑤ 配管組立後の確認（水圧試験）
想定される関連業務	① 各種厚寸図等作成、読解 ② 配管の作業場内での運搬 ③ 配管工程など管理業務（工具の保守・管理、材料・資材理解） ④ その他、配管業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	配管用炭素鋼鋼管（鋼管）、ねじ込み式可鍛鉄異径継手（チーズ）、ねじ込み式可鍛鉄鉄製継手（エルボ、ニップル）、水道用鋼管ゴリ塩化ビニル管（塩ビ管）、水道用硬質ゴリ塩化ビニル管継手（塩ビ製エルボ）、水道用硬質ゴリ塩化ビニル管継手（バルブ用ソケット）、横水栓、合板 等
使用する主な機械、設備、工具等	パイプ万力、パイプねじ切り機、パイプレンチ、ハンマー、面取り器、錆さし、シールテープ、塩化ビニル樹脂用接着剤、寸法測定具
備考	

31	別表 6-16		(新規)	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別表 6-16</div> <p>試験区分 建設分野特定技能1号詳細試験（建築板金）又は技能検定3級（建築板金（内外装板金作業）） 業務区分 建築板金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">業務の定義</td> <td>指導者の指示・監督を受けながら、建築物の内装（内扉、天井等）、外装（外扉、屋根、雨どい等）に係る金属製内外装材の加工・取り付け又はダクトの製作・取り付け等の作業に従事</td> </tr> <tr> <td>主な業務内容</td> <td> <p>(1) 内外装板金作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 内外装板金工事の段取り作業 ② 切筋・曲げ等による直角、複雑な形状等及び曲面のある板金製作作業 ③ 屋根・雨どい等の外装作業 ④ 壁・天井等の内外装作業 ⑤ 簡易金物の製作・取付作業 ⑥ 内外装板金接合作業 ⑦ 内外装板金製品の組立て作業 ⑧ 内外装板金加工用機械の操作及び調整作業 ⑨ 内外装板金用施工具の選択及び取扱い作業 <p>(2) ダクト板金作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ダクトの製作作業の段取り作業 ② 複雑なダクト筋の弯曲した部分及び分岐した部分の板金作業 ③ 各種簡易体の板金作業 ④ はさみによるダクトの接合作業 ⑤ リベット締めによるダクト製品の組立て作業 ⑥ ダクト製作用施工具の選択及び取扱い作業 </td> </tr> <tr> <td>想定される関連業務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 土留作業(屋根材等の吊垂)(特別教育又は技能講習が必要) ② 熱絶縁施工作業 ③ 防水施工作業 ④ 冷凍空調配管機器施工作業 ⑤ 工場板金作業 ⑥ 内外装(金属製除く)作業 ⑦ 屋根設備施工作業 ⑧ 内装仕上げ作業 ⑨ 機械加工作業 ⑩ 金属プレス加工作業 ⑪ 溶接作業(タイトフレーム取付け) ⑫ グラインダ作業(切削作業等) <p>※ 作業用機械・加工製品の搬入、搬込み作業 ※ その他、建築板金業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）</p> </td> </tr> <tr> <td>使用する主な素材・材料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 金属材料 鋼板、溶融亜鉛めっき鋼板(亜鉛鋼板)、亜鉄溶融亜鉛めっき鋼板(亜色亜鉛鉄板)、ステンレス鋼板、銅及び銅合金板、アルミニウム及びアルミニウム合金板、塩ビ鋼板、ガルバリウム鋼板、亜色(亜鉄)ガルバリウム鋼板、耐酸被覆鋼板、チタン板 ② 材料 屋根・外壁材、断熱材、防音材、シーリング材、接着剤 </td> </tr> <tr> <td>使用する主な機械、設備、工具等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 機械・設備等 屋根用成形機、型用成形機、直刃せん断機(スクェアシーリング等)及び閉断面、ギャップシーリング、ストレートシャー、エースカッター、弯曲加工機、CAD/CAMシステム、両面グラインダ及び付帯品、リベティングマシン、スポット溶接機、ディスクマシン、卓上ボール盤、マシンバイス(輪バイス)、二本ロール、ガス溶接装置、ガス切断器、ブロー溶接装置、高速と圧切断機、エブリングマシン及び付帯品、作業台、ローダリシャ、電気ドリル、振動ドリル、鋸立、ブラズマ溶断機、レーザー切断機 ② 器具等 打出し工具、絞り工具、リベッター、トーカス、ボンタ、片手ハンマ、板金ハンマ、木ハンマ、でんがく、チッピングハンマ、パイプ、口金カパー、平ヤサリ、傘ヤサリ、組ヤサリ、スリートドリル、ワイヤブラシ、金がね、チヤクタハンドル、モンキレンチ、六角レンチ、ウォータブライヤ、ドライバ、金鋸、金切りはさみ、折り台、鉛子木、刀刃、丸棒、はさみ、角床、穴ばし、傘ばし、バクフ、はんだごて、トーチランプ、タツ、パイプ、ハンドルリベッタ、コードリール、丸棒台、胸ノ爪床、いちよろば床、つかみ器、電線り、クランプ、ハンチングドレッサ、ダイヤモンド、おびたおね ③ 計測器等 スケール、コンパックス、巻尺、けがき定規、Vブロック、台付きスコヤ、平面スコヤ、角度ゲージ、すき間ゲージ、水平器、三角スケール、ノギス、マイクロメータ、墨出し器、定尺 ④ 保護具等 </td> </tr> </table>	業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の内装（内扉、天井等）、外装（外扉、屋根、雨どい等）に係る金属製内外装材の加工・取り付け又はダクトの製作・取り付け等の作業に従事	主な業務内容	<p>(1) 内外装板金作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 内外装板金工事の段取り作業 ② 切筋・曲げ等による直角、複雑な形状等及び曲面のある板金製作作業 ③ 屋根・雨どい等の外装作業 ④ 壁・天井等の内外装作業 ⑤ 簡易金物の製作・取付作業 ⑥ 内外装板金接合作業 ⑦ 内外装板金製品の組立て作業 ⑧ 内外装板金加工用機械の操作及び調整作業 ⑨ 内外装板金用施工具の選択及び取扱い作業 <p>(2) ダクト板金作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ダクトの製作作業の段取り作業 ② 複雑なダクト筋の弯曲した部分及び分岐した部分の板金作業 ③ 各種簡易体の板金作業 ④ はさみによるダクトの接合作業 ⑤ リベット締めによるダクト製品の組立て作業 ⑥ ダクト製作用施工具の選択及び取扱い作業 	想定される関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 土留作業(屋根材等の吊垂)(特別教育又は技能講習が必要) ② 熱絶縁施工作業 ③ 防水施工作業 ④ 冷凍空調配管機器施工作業 ⑤ 工場板金作業 ⑥ 内外装(金属製除く)作業 ⑦ 屋根設備施工作業 ⑧ 内装仕上げ作業 ⑨ 機械加工作業 ⑩ 金属プレス加工作業 ⑪ 溶接作業(タイトフレーム取付け) ⑫ グラインダ作業(切削作業等) <p>※ 作業用機械・加工製品の搬入、搬込み作業 ※ その他、建築板金業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）</p>	使用する主な素材・材料	<ul style="list-style-type: none"> ① 金属材料 鋼板、溶融亜鉛めっき鋼板(亜鉛鋼板)、亜鉄溶融亜鉛めっき鋼板(亜色亜鉛鉄板)、ステンレス鋼板、銅及び銅合金板、アルミニウム及びアルミニウム合金板、塩ビ鋼板、ガルバリウム鋼板、亜色(亜鉄)ガルバリウム鋼板、耐酸被覆鋼板、チタン板 ② 材料 屋根・外壁材、断熱材、防音材、シーリング材、接着剤 	使用する主な機械、設備、工具等	<ul style="list-style-type: none"> ① 機械・設備等 屋根用成形機、型用成形機、直刃せん断機(スクェアシーリング等)及び閉断面、ギャップシーリング、ストレートシャー、エースカッター、弯曲加工機、CAD/CAMシステム、両面グラインダ及び付帯品、リベティングマシン、スポット溶接機、ディスクマシン、卓上ボール盤、マシンバイス(輪バイス)、二本ロール、ガス溶接装置、ガス切断器、ブロー溶接装置、高速と圧切断機、エブリングマシン及び付帯品、作業台、ローダリシャ、電気ドリル、振動ドリル、鋸立、ブラズマ溶断機、レーザー切断機 ② 器具等 打出し工具、絞り工具、リベッター、トーカス、ボンタ、片手ハンマ、板金ハンマ、木ハンマ、でんがく、チッピングハンマ、パイプ、口金カパー、平ヤサリ、傘ヤサリ、組ヤサリ、スリートドリル、ワイヤブラシ、金がね、チヤクタハンドル、モンキレンチ、六角レンチ、ウォータブライヤ、ドライバ、金鋸、金切りはさみ、折り台、鉛子木、刀刃、丸棒、はさみ、角床、穴ばし、傘ばし、バクフ、はんだごて、トーチランプ、タツ、パイプ、ハンドルリベッタ、コードリール、丸棒台、胸ノ爪床、いちよろば床、つかみ器、電線り、クランプ、ハンチングドレッサ、ダイヤモンド、おびたおね ③ 計測器等 スケール、コンパックス、巻尺、けがき定規、Vブロック、台付きスコヤ、平面スコヤ、角度ゲージ、すき間ゲージ、水平器、三角スケール、ノギス、マイクロメータ、墨出し器、定尺 ④ 保護具等
業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の内装（内扉、天井等）、外装（外扉、屋根、雨どい等）に係る金属製内外装材の加工・取り付け又はダクトの製作・取り付け等の作業に従事													
主な業務内容	<p>(1) 内外装板金作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 内外装板金工事の段取り作業 ② 切筋・曲げ等による直角、複雑な形状等及び曲面のある板金製作作業 ③ 屋根・雨どい等の外装作業 ④ 壁・天井等の内外装作業 ⑤ 簡易金物の製作・取付作業 ⑥ 内外装板金接合作業 ⑦ 内外装板金製品の組立て作業 ⑧ 内外装板金加工用機械の操作及び調整作業 ⑨ 内外装板金用施工具の選択及び取扱い作業 <p>(2) ダクト板金作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ダクトの製作作業の段取り作業 ② 複雑なダクト筋の弯曲した部分及び分岐した部分の板金作業 ③ 各種簡易体の板金作業 ④ はさみによるダクトの接合作業 ⑤ リベット締めによるダクト製品の組立て作業 ⑥ ダクト製作用施工具の選択及び取扱い作業 													
想定される関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 土留作業(屋根材等の吊垂)(特別教育又は技能講習が必要) ② 熱絶縁施工作業 ③ 防水施工作業 ④ 冷凍空調配管機器施工作業 ⑤ 工場板金作業 ⑥ 内外装(金属製除く)作業 ⑦ 屋根設備施工作業 ⑧ 内装仕上げ作業 ⑨ 機械加工作業 ⑩ 金属プレス加工作業 ⑪ 溶接作業(タイトフレーム取付け) ⑫ グラインダ作業(切削作業等) <p>※ 作業用機械・加工製品の搬入、搬込み作業 ※ その他、建築板金業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）</p>													
使用する主な素材・材料	<ul style="list-style-type: none"> ① 金属材料 鋼板、溶融亜鉛めっき鋼板(亜鉛鋼板)、亜鉄溶融亜鉛めっき鋼板(亜色亜鉛鉄板)、ステンレス鋼板、銅及び銅合金板、アルミニウム及びアルミニウム合金板、塩ビ鋼板、ガルバリウム鋼板、亜色(亜鉄)ガルバリウム鋼板、耐酸被覆鋼板、チタン板 ② 材料 屋根・外壁材、断熱材、防音材、シーリング材、接着剤 													
使用する主な機械、設備、工具等	<ul style="list-style-type: none"> ① 機械・設備等 屋根用成形機、型用成形機、直刃せん断機(スクェアシーリング等)及び閉断面、ギャップシーリング、ストレートシャー、エースカッター、弯曲加工機、CAD/CAMシステム、両面グラインダ及び付帯品、リベティングマシン、スポット溶接機、ディスクマシン、卓上ボール盤、マシンバイス(輪バイス)、二本ロール、ガス溶接装置、ガス切断器、ブロー溶接装置、高速と圧切断機、エブリングマシン及び付帯品、作業台、ローダリシャ、電気ドリル、振動ドリル、鋸立、ブラズマ溶断機、レーザー切断機 ② 器具等 打出し工具、絞り工具、リベッター、トーカス、ボンタ、片手ハンマ、板金ハンマ、木ハンマ、でんがく、チッピングハンマ、パイプ、口金カパー、平ヤサリ、傘ヤサリ、組ヤサリ、スリートドリル、ワイヤブラシ、金がね、チヤクタハンドル、モンキレンチ、六角レンチ、ウォータブライヤ、ドライバ、金鋸、金切りはさみ、折り台、鉛子木、刀刃、丸棒、はさみ、角床、穴ばし、傘ばし、バクフ、はんだごて、トーチランプ、タツ、パイプ、ハンドルリベッタ、コードリール、丸棒台、胸ノ爪床、いちよろば床、つかみ器、電線り、クランプ、ハンチングドレッサ、ダイヤモンド、おびたおね ③ 計測器等 スケール、コンパックス、巻尺、けがき定規、Vブロック、台付きスコヤ、平面スコヤ、角度ゲージ、すき間ゲージ、水平器、三角スケール、ノギス、マイクロメータ、墨出し器、定尺 ④ 保護具等 													
32	別表 6-16 (2枚目)		(新規)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">備考</td> <td>保護眼鏡、電気溶接用保護眼鏡、防護マスク、安全帽(ヘルメット)、安全靴、壁面剥離用器具(安全帯)、溶接用手袋、足カバー、腕カバー、首掛け</td> </tr> </table>	備考	保護眼鏡、電気溶接用保護眼鏡、防護マスク、安全帽(ヘルメット)、安全靴、壁面剥離用器具(安全帯)、溶接用手袋、足カバー、腕カバー、首掛け								
備考	保護眼鏡、電気溶接用保護眼鏡、防護マスク、安全帽(ヘルメット)、安全靴、壁面剥離用器具(安全帯)、溶接用手袋、足カバー、腕カバー、首掛け													

33

別表 6-17

(新規)

別表 6-17

試験区分 建設分野特定技能1号詳細試験 (保温保冷)	
業務区分 保温保冷	
業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業・化学工業等の各種設備の保温保冷工事作業に従事
主な業務内容	① 保温保冷工事用材料の取付け及び充てん作業 ② 補防材の取付け作業 ③ 防湿材の取付け作業 ④ 外装仕上げ作業
想定される関連業務	① 仕様書・施工図等の読図作業 ② 配管作業 ③ 冷凍空調和機器施工作業 ④ 建築板金(ダクト板金)作業 ⑤ 閉鎖設備施工作業 ⑥ 作業用機材の搬送作業 ⑦ 作業用機材の梱包・出荷作業 ⑧ 作業場所の整理整頓清掃作業 ⑨ 保温保冷工事作業に伴う足場等の組立て ⑩ 移動式クレーン運転作業 ⑪ 玉掛作業 ⑫ 高所作業車運転作業 ⑬ 防食作業 ⑭ 塗装作業 ⑮ その他、保温保冷業務の実施に必要な安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)
使用する主な素材・材料	① 人造動物繊維保温材 (JIS A 9504) ロックウール保温材、グラスウール保温材 ② 無機多孔質保温材 (JIS A 9510) けい酸カルシウム保温材、珪水性パーライト保温材 ③ 発泡プラスチック保温材 (JIS A 9511) A種ポリスチレンフォーム保温材、A種押出法ポリスチレンフォーム保温材、A種ウレタンフォーム保温材、A種ポリエチレンフォーム保温材、A種フェノールフォーム保温材 ④ その他保温材 (JISの保温材に規定されていない素材(材料)) セラミックファイバーblanket、ゴム系発泡材、酸化ビニルフォーム、多泡ガラス、軟化保温材、金属保温材 ⑤ 工事用補助材 防湿材、外装材、補防材(要防材、補強材、目張り材、笠形材)、接着剤、シーリング材
使用する主な機械、設備、工具等	① 機械、設備等 電動丸のこ、電気帯のこ、砥石切断機、電気振付け機、ブラインドリベット機、押切、足踏シャワー、湯力シャワー、スリッター、サークラーシャワー、はぜ折機、ダクトはぜ折機、ひも出しローラー機、三本ローラー機、電気ドリル、コードレスドライバドリル、ペーキングチ、足場材 ② 器具等 のこぎり、はさみ、ノコギリ、ペンチ、包丁・ナイフ、かんな、しの、ハカカ、ラッシングベルト、バンド締機、封緘機、スパナ、レンチ、ドライバ、フライヤ、きり、コーキングガン、コードリール、はがき具、コンパス、墨つぼ、墨きし、金切りはさみ、割り舌、指子木、刀刃、たがね、むらし金敷、センチボックシ、各種搬運具(安全帽、安全靴、保護眼鏡等)、木ハンマー、板金ハンマー、はぜおこし、つかみばし、霜しほり矢床、こて、手ぐわ、こて板、棟舟
備考	

34

別表 6-18

(新規)

別表 6-18

試験区分 建設分野特定技能1号詳細試験（吹付ウレタン断熱）	
業務区分 吹付ウレタン断熱	
業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、吹付ウレタン断熱工事等作業に従事
主な業務内容	① 現場段取りの構築 ② 吹付け設置ウレタンフォーム断熱工事作業 ③ 品質管理作業
想定される関連業務	① その他吹付け作業 1.防火コート吹付作業 2.耐火被覆吹付作業 3.塗装作業 4.即硬化性ウレタン防水作業 ② 原材料・施工機械の保守・管理 ③ 施工条件（気温、吹付面状態把握など）の的確な判断による技術者・他業者への説明・交渉 ④ 断熱ドラム山・発泡機・発泡機などの搬入・移動・撤去・管理 ⑤ 現場移動 ⑥ その他、吹付ウレタン断熱業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整地整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	① JISA9567に規定される発泡剤液（ポリオール成分、ポリイソシアネート成分） ② 関連工事用資材（防火コート材、吹付用建料、耐火被覆材、即硬化性ウレタン吹付防水材、養生シート・養生テープ、吹付ガン洗浄剤）
使用する主な機械・設備、工具等	① 機械・設備等 発泡器、スプレーガン、耐圧ホース（温調式）、ドラムポンプ、エアコンプレッサー、発電機 ② 工具類 カット用ナイフ、カッター、保護帽、保護メガネ、保護マスク
備考	

35

別表 6-19

(新規)

別表 6-19

試験区分 建設分野特定技能1号技能試験（海洋土木工）

業務区分 海洋土木工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、水際区域、水上で行うしゅんせつ及び構造物の製作・築造等の作業に従事
主な業務内容	<p>人力、機械、作業船等により以下の作業を行う。</p> <p>(1)しゅんせつ作業 (2)船塢改良作業 (3)築立・橋土等作業 (4)杭・矢板等の打込み作業 (5)基礎石等の水中投入・均し作業 (6)コンクリートブロック等の製作工事 (7)重要物の運搬積付作業 (8)埋めコンクリート打込み作業 (9)積装作業</p>
従事される構 造業務	<p>①施工管理 ②建設機械・作業船の保守及び整備 ③建設機械・作業船の移動又は回収・曳き出し ④資機材・土砂等の搬入、搬出、運搬、移動 ⑤工具、器具、資機材等の整備、点検、点検、点検 ⑥設置、撤去、足場、通路等の設置、組立、解体 ⑦現場安全作業（現場対策） ⑧その他、海洋土木工業務の実施に必要となる安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）</p>
使用する主な 資材・材料	コンクリートブロック、コンクリート、アスファルト、鋼材（鋼板、鋼管、形鋼、棒鋼等）、地盤改良材料（砂・セメント）、石材、河川防止膜・枠、タイロッド、防敵材、係船柱、車止め、流電降極 等
使用する主な 機械、設備、 工具等	作業船、作業船に付属する機械、ワイヤーロープ、滑車、シャックル、船用品、クレーン、ダンプトラック、バックホウ、発電発電機、溶接機、パイプブレイカー、ウィンチ、測量用機材、点検・整備用器具、資機材 等
備考	従来法上の船員により行われる作業は除く。

36

分野参考様式第 6-1 号

分野参考様式第 6-1 号 (特定技能所属機関)

建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

建設分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。以下同じ。))をもって在留する外国人をいう。以下同じ。))を雇用する場合にあっては、当該外国人に従事させる業務が型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ、又は塗装のいずれかであること。
- 2号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。))を雇用する場合にあっては、当該外国人に従事させる業務が型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ又は塗装のいずれかであること。
- 特定技能雇用契約において特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。))を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第2条第9項に規定する建設業務労働者の就業機会確保の対象とするものではないことを定めること。
- 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合にあっては、1号特定技能外国人の受入れに関する計画(以下「建設特定技能受入計画」という。))について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。
- 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合にあっては、建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は適正就労監視機関により、その旨の承認を受けること。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者 ㊟

分野参考様式第 6-1 号 (特定技能所属機関)

建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

建設分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。以下同じ。))をもって在留する外国人をいう。以下同じ。))を雇用する場合にあっては、当該外国人に従事させる業務が、型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ、表紙、及び、建築大工、配管、建築仮金、保潔保冷、吹付ウレタン断熱、又は海洋土木工のいずれかであること。
- 2号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。))を雇用する場合にあっては、当該外国人に従事させる業務が型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ、表紙、及び、建築大工、配管、建築仮金、保潔保冷、吹付ウレタン断熱、又は海洋土木工のいずれかであること。
- 特定技能雇用契約において特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。))を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第2条第9項に規定する建設業務労働者の就業機会確保の対象とするものではないことを定めること。
- 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合にあっては、1号特定技能外国人の受入れに関する計画(以下「建設特定技能受入計画」という。))について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。
- 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合にあっては、建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は適正就労監視機関により、その旨の承認を受けること。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者 ㊟